

安芸市非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地震に対する安芸市内の非木造住宅の安全性の向上を図り、安心して住むことのできるまちづくりを推進するとともに、安全な居住環境に対する市民意識の向上を図るため、非木造住宅の耐震診断を行う者に対して補助金を交付することに関し、補助金等の交付に関する規則（昭和 30 年規則第 11 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存非木造住宅 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された鉄骨造、鉄筋コンクリート造及びこれらの構造と木造との混構造の住宅（戸建て、長屋及び共同住宅であって、併用住宅を含み、持ち家又は貸家の別を問わない。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの
 - イ 販売を目的とするもの
- (2) 非木造住宅耐震診断 既存非木造住宅の地震に対する安全性を一級建築士又は二級建築士が評価することをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 現に居住の用に供している安芸市内の既存非木造住宅の所有者であること。ただし、当該所有者と親子関係にある者等市長が特に必要と認めるものについては、この限りではない。
- (2) 安芸市税を滞納していない者であること。
- (3) 高知県税を滞納していない者であること。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う安芸市内の既存非木造住宅の耐震診断で、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 一級建築士又は二級建築士により実施するもの。
- (2) 構造耐力上独立した 1 棟を単位として、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に基づく基本指針に定められた「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」の第 2 次診断法若しくは第 3 次診断法又は「既存プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」で行う、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価を行うもの。

(補助対象経費及び補助金額)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者

が行う補助対象事業に要する経費の全部又は一部とする。

2 補助金の額は、既存非木造住宅 1 戸につき 88,700 円とし第 1 項に掲げる補助対象経費を越えない金額とする。

3 前項の規定に基づき算定された 1 棟あたりの補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手予定日の 1 週間前までに安芸市非木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 固定資産税課税明細書（写し）もしくはそれに準ずるもの
- (2) 位置図
- (3) 耐震診断に係る見積書（写し）
- (4) 安芸市税納税証明書（直近のもの）
- (5) 高知県税納税証明書（直近のもの）

2 申請者は、第 1 項の申請にあたっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（前条の補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定に基づき仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に当該金額に 100 分の 25 を乗じて得た額を加えた金額をいう。以下同じ。）があるときは、これを減額して申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 7 条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、適当と認めたときは、安芸市非木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書（第 2 号様式）によって、申請者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表に掲げるいずれかに該当すると認められるときを除く。

2 市長は、前項の審査により補助金の交付が適当でないと認めたときは、その旨を書面で申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更承認等)

第 8 条 前条第 1 項の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ安芸市非木造住宅耐震診断費補助事業変更等承認申請書（第 3 号様式）に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を得なければならない。ただし、補助対象経費の 30 パーセント以内の増減（ただし、補助金額の変更を伴うものを除く）については、この限りではない。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを速やかに審査し、変更又は中止の可否を決定し、安芸市非木造住宅耐震診断費補助金変更交付決定通知書（様式第 4 号）により補助事業者へ通知する。

(実績報告)

第 9 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに安芸市非木造住宅耐震診断

費補助事業実績報告書（第 5 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 非木造住宅耐震診断結果報告書
- (2) 概算工事費見積書（写し）
- (3) 耐震診断契約書（写し）
- (4) 耐震診断代金領収書（写し）

（補助金の確定）

第 10 条 市長は、前条の報告があったときは、補助事業を検査又は確認のうえ、適当と認めたときは、安芸市非木造住宅耐震診断費補助金交付確定額通知書（第 6 号様式）によって補助事業者へ通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第 11 条 補助事業者は、当該交付の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付の決定の通知を受けた日から 2 週間以内に、その旨を安芸市非木造住宅耐震診断費補助事業取下届出書（様式第 7 号）により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助金の交付請求及び交付）

第 12 条 補助事業者は、第 10 条の通知を受けたときは、1 ヶ月以内に安芸市非木造住宅耐震診断費補助金交付請求書（第 8 号様式）によって市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 不相当と認められる方法によって補助事業を実施したとき。
- (4) 補助事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、安芸市非木造住宅耐震診断費補助金交付決定取消通知書（様式第 9 号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第 14 条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補

助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(調査等)

第 15 条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条、第 13 条関係）

- (1) 暴力団（安芸市暴力団排除条例（平成 23 年安芸市条例第 6 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 条例第 11 条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- (4) 暴力団員がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。